

## 特定疾病治療中のお客様へ大切なご案内

オーストリア航空へのご搭乗に際し、特定の疾病により治療中のお客様は医師による診断書の提出が必要となります。この診断書の不備で、出発当日になってご搭乗いただけない場合がございますので、該当するお客様はご注意の上、ご準備をよろしくお願い申し上げます。診断書はご搭乗日を含め、**21日以内**に医師により発行されたものが有効です。（症状によってはご搭乗数日前に最新の診断書の提出をお願いすることがあります。）

### 診断書が必要なお客様

- ① 心臓疾患や肺疾患、脳卒中などの病気や大きな手術後
- ② 事故などによる怪我
- ③ 健康状態により同伴者の手助けが必要なお客様
- ④ 機内で酸素やその他の医療循環器の使用を必要とするお客様

また上記以外にも、無呼吸症候群（CPAPを機内へ持ち込むが、使用しない場合は診断書不要です。但し、事前に弊社までお申し下さい。）やそれ以外の病気でも診断書の提出が必要となる場合もございます。該当するかご不明なお客様は、弊社までお問い合わせください。

尚、上記内容に該当されるお客様は、搭乗予約記録に必要事項を登録する必要がありますので、予め弊社までご連絡を頂けます様お願い申し上げます。

診断書（MEDIF Part1/Part2）およびご搭乗に必要な手配情報（Special Assistance Form）はオーストリア航空ホームページよりダウンロード可能です。印刷し主治医にご記入いただいた上、ご送付下さい。ご記入いただくのは英語・ドイツ語いずれかになります。

（オーストリア航空ホームページ→よくある質問→よくある質問 飛行と健康→「喘息や心不全があっても搭乗できますか？」の回答欄 <MEDIF = 医療情報>リンクをクリック）

（検索エンジンにて「Medical Care Form - Austrian Airlines」と検索 ⇒ PDFファイルのリンクが出てきます）

### 診断書が不要なお客様

- ・心臓ペースメーカー手術後6ヶ月を経過している方（注1）
- ・過去に心臓発作を起こしたが他の合併症を招いておらず、心臓病医より搭乗に支障ないと診断された方
- ・妊娠36週目迄、もしくは出産予定日の4週間前迄の方
- ・病状が安定している喘息、気管支炎の方（機内に吸入器を持ち込む場合は事前申告が必要です。ただし、呼吸器が手動の場合は事前申告不要です。）
- ・糖尿病の方（糖尿病食の希望有無、注射器の機内持ち込み有無を事前に弊社までお申し出ください。）（注2）

（注1）ペースメーカーを装着している場合、空港の保安検査で金属探知機に反応する可能性があります。スムーズに保安検査を通過いただけますよう、保安検査係員にペースメーカー装着の旨をお知らせ下さい。

（注2）注射器を機内へ持ち込む場合、セキュリティにてその旨をお知らせ下さい。